

# カッコソウ協議会規約

## 目次

- 第1章 総則(第1条―第4条)
- 第2章 会員等(第5条)
- 第3章 役員等(第6条―第9条)
- 第4章 総会及び部会(第10条―第14条)
- 第5章 会計(第15条―第17条)
- 第6章 雑則(第18条)
- 附則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この協議会は、カッコソウ協議会(以下「協議会」という。)という。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を桐生市公園緑地課内に置き、庶務を行う。

### (目的)

第3条 協議会は、カッコソウを保全するとともに、本種が生育する桐生市及びみどり市における地域の生物多様性の保全再生等を行うことを目的とする。

### (事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 協議会が定めるカッコソウ保全基本計画に掲げられた事項を実施するために必要な事業

(2) その他協議会が定める事業

2 協議会は、前項に掲げる事業の一部を協議会以外の者に委託して実施することができる。

## 第2章 会員等

### (構成)

第5条 協議会は、カッコソウ保全に携わり協議会の活動に賛同する行政、団体、地元住民又は個人及び会長が必要と認めた者をもって組織する。

## 第3章 役員等

### (役員)

第6条 協議会に会長、副会長2名及び監事2名を置く。

2 会長は、庶務を所管する団体の長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会員の互選により定める。

4 会長、副会長、監事は、相互に兼ねることはできない。  
(役員任期)

第7条 役員任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

2 役員が欠けた場合は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の会計状況を監査する。

(顧問)

第9条 事業及び運営について助言を得るため、協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が会員の同意を得てこれを選任する。

3 顧問の任期は、3年とし、再任を妨げないものとする。

4 顧問が欠けた場合は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 総会及び部会

(総会開催)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 通常総会は、毎年1回以上開催するものとし、次に掲げる事項を協議する。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 本規約及び規程等の制定又は改廃に関すること。

(4) カッコソウ保全基本計画の作成に関すること。

(5) 第14条に規定する部会の組織、運営その他必要な事項に関すること。

(6) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

3 総会の議長は、会長が務める。

4 総会は、会員の過半数の出席をもって開催する。

5 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は3分の1以上の会員の請求があったとき開催する。

(総会議決)

第11条 総会の議事は、出席者の過半数をもって表決する。

2 議長は、前項の議決に加わることはできない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面又は代理人による表決)

第12条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

3 前条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第13条 会長は、総会の議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、総会に出席した会員数及び総会に出席した会員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(部会)

第14条 第4条に掲げる事業を実施するため、協議会に部会を置く。

2 部会等の設置及び構成は、総会で定める。

3 部会に、部会長を置き、会長が指名する。

#### 第5章 会計

(事業費)

第15条 協議会の事業費は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 団体の負担金

(2) その他の収入

(収支予算)

第16条 協議会の収支予算は、会長が作成し、あらかじめ総会の議決を得なければならない。

(監査)

第17条 会長は、事業年度終了後、速やかに収支に関する決算書類及び事業報告書を作成し、通常総会の開催日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

#### 第6章 雑則

(細則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この規約は、平成26年4月26日から施行する。

#### 附 則(平成29年4月9日)

この規約は、平成29年4月9日から施行する。